

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

当商工会議所が位置する周南市新南陽地域は、山口県の中央部より、やや東よりに位置する周南市に属し、瀬戸内海にのぞみ、周防灘に面した南部地域（富田・福川地区）と中国山脈の支脈に囲まれた飛び地である北部地域（和田地区）からなっている。

1935年（昭和10年）に化学工業の工場誘致に成功し、大正・昭和初期の農漁村形態から工業都市化へと発展を遂げてきた。現在、全国でも有数の化学工場が集まる「周南石油化学コンビナート」の一角を占めている。

新南陽地域の総面積は64.26km²で、そのうち36%を占める南部地域は、臨海部の埋立地が主に工業用地として使われ、その後背部の住宅地とともに、都市機能の集積する新南陽地域の中心地域となっている。交通網は新南陽地域の南部地域を東西に国道2号線と県道下松新南陽線が通り、JRの山陽本線が徳山駅から5分の新南陽駅と10分の福川駅がある。

○洪水：周南市洪水ハザードマップ

富田地区を流れる富田川流域では、山口県が公表した想定最大規模降雨6時間の総雨量372mmによる洪水浸水想定は、富田川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定されており、JR新南陽駅周辺では、0.5～5.0m未満の浸水深が予想される。同じく新南陽地区南部地域の福川地区を流れる夜市川流域では、想定最大規模降雨24時間で526.6mmによる洪水浸水想定は、夜市川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食）に指定されており、福川南小学校周辺で0.5～5.0m未満の浸水深が予想される。また北部地域（和田地区）を流れる島地川周辺では、山口県が公表する想定最大規模降雨48時間の総雨量508mmによる洪水浸水想定は、島地川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食）に指定され、浸水深が5.0m以上のエリアも予想される。

○土砂災害：周南市土砂災害ハザードマップ

山口県の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）数は全国で3番目に多く、県内では、本市は下関市、岩国市に次いで3番目に多い土砂災害警戒区域等を有している。管内南部地域の臨海部を中心とする工業地域では、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されているエリアはほぼないが、JR山陽本線より北部の国道2号線沿いでは、土石流や急傾斜地の崩壊、地すべりなど土砂災害の特別警戒区域及び警戒区域に指定されているエリアが広く点在しており、幹線道路の分断も懸念される。

○地震：J-SHIS

新南陽地域の各エリアの今後30年間に想定震度の揺れに見舞われる確率は下表の通りとなっており、周南市地域防災計画によると南海トラフ巨大地震における周南市の震度は震度5強の地震が想定されている。

	富田地区 (新南陽市民病院) ※三角州・海岸低地	福川地区 (JR福川駅) ※埋立地	和田地区 (和田小学校) ※谷底低地
震度6強以上	6.3%	4.3%	1.0%
震度6弱以上	25.6%	17.8%	7.0%
震度5強以上	66.1%	54.3%	28.6%
ゆれやすさ	中程度	中程度	ややゆれにくい

○津波：山口県地震・津波防災対策検討委員会

南海トラフ巨大地震における予想最大津波水位は最大で3.7m、代表地点における最高津波水位は徳山下松港、福川漁港とともに3.5mと想定されている。

○高潮：

高潮は、台風等の接近に伴う気圧の低下によって海面が上昇する「吸い上げ効果」と、台風等による強風が沖から海岸に吹き寄せることによって海面が上昇する「吹き寄せ効果」によって発生する。当市は南に開けた海岸線を有しており、当市よりもやや西側を通る台風の場合は、長時間にわたり当市に向かって南寄りの強風が吹きやすくなるため、特に警戒を要する。

○その他：

新南陽地域が一角を占める周南石油化学コンビナートは、石油化学を中心とする工場が多く、可燃物や有毒物等危険物の取扱量が大きく、石油類、ガス類、化学製品類の製造、貯蔵、販売、輸送も多く、いわゆる産業災害が発生する可能性が懸念される。このため、このような工場・産業災害の発生を予防し、発災時の被害の軽減を図ることを目的に、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。また、徳山下松港は国際拠点港湾として、石油を運ぶタンカー等船舶の航行が盛んであり、徳山下松港と竹田津港のフェリーの運航もあるため、多数の者の遭難を伴う衝突、沈没、タンカー事故等による大量の石油類、その他危険物、有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包している。

また新南陽地域では、今までも大なり小なり台風による風水害の被害を受けたことがあり、特に平成11年の台風18号では、軽傷者3名、住宅半壊5軒、床上浸水75軒、床下浸水235軒（山口県消防課調べ）の被害に見舞われた。

○感染症：厚生労働省新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。これらの感染症は全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、経済・社会活動においても重大な影響が懸念される。

（2） 商工業の状況

新南陽地域の基幹産業は化学産業であり、全国でも有数の化学工場が集まる「周南石油化学コンビナート」の一角を占めている。工業統計調査によると、2014年の製造業における粗付加価値額の化学工業の占める割合は81.3%にのぼる。化学工場は巨大な装置産業であり、素材産業の代表的なものであるが、自己完結型の生産体系を持つ素材産業のため、自動車産業のような関連産業の裾野が広い産業と違うものとなっている。

商業は地域に賑わいをもたらすものであるが商工業者のなかでも28%を占める卸小売が大型スーパーやショッピングセンター、ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店、ディスカウントショップ等の出店による競争の激化、弱含みの個人消費に加え、インターネットの急速な普及による購買スタイルの変化等に起因する業績不振や後継者不足、経営者の高齢化による廃業が増加し、小規模事業者数は減少の一途をたどっている。

区分	事業業者数	小規模事業者数	小規模事業者割合
平成18年度	1,369社	1,103社	80.6%
平成21年度	1,473社	1,120社	76.0%
平成24年度	1,473社	1,130社	76.7%
平成26年度	1,316社	995社	75.6%

(資料：経済センサス基礎調査)

	平成18年		平成21年		平成26年		平成18-26	
	構成率		構成率		構成率		増減/変動率	
建設業	250	15.1%	250	17.4%	214	16.4%	△36	△14%
製造業	111	6.7%	123	8.6%	115	8.8%	4	4%
電気ガス水道業	4	0.2%	1	0.1%	3	0.2%	△1	△25%
情報通信業	7	0.4%	9	0.6%	5	0.4%	△2	△29%
運輸郵便業	87	5.3%	84	5.8%	86	6.6%	△1	△1%
卸小売業	456	27.6%	431	30.0%	366	28.0%	△90	△20%
金融保険業	16	1.0%	15	1.0%	16	1.2%	0	0%
不動産賃貸業	87	5.3%	98	6.8%	101	7.7%	14	16%
宿泊・飲食業	135	8.2%	131	9.1%	111	8.5%	△24	△18%
サービス業	339	20.5%	138	9.6%	131	10.0%	△208	△61%
教育学習支援業	67	4.0%	62	4.3%	54	4.1%	△13	△19%
医療福祉関連業	96	5.8%	94	6.5%	103	7.9%	7	7%
商工業者数合計	1,655		1,436		1,305		△350	△21%

(資料：新南陽商工会議所独自調査による)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・周南市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・周南市国土強靱化地域計画の策定
- ・周南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、長靴等）を備蓄
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に対する相談窓口の開設
- ・新南陽商工会議所災害時対応マニュアルの策定

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等の周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、新型コロナウイルス拡大に対応するために、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リモートワーク等を含む適切な感染予防の措置を準備する。

【成果目標】

- ・事業継続力強化計画または事業継続計画の策定を支援する。(10件/1年)
- ・専門家派遣やセミナーを活用した事業者支援(15社/1年)
- ・自然災害等対策の啓蒙あるいは自然災害等のリスクに対応した共済保険制度の周知として関連パンフレット等を会報折込等での配布や、窓口・巡回相談時に周知する。(900社/1年)
- ・地区内小規模事業者に対してセミナー等でBCPの必要性について周知する。(年1回)

※その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と周南市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害・感染症リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・上記のほか、常議員会等を利用し、取組の周知や、進行状況の報告を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の周知徹底

- ・「新南陽商工会議所災害時対応マニュアル」により、全職員に災害時対応マニュアル及び事業継続計画BCPを周知・徹底し、災害時の対応を認識させる。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県と包括協定を締結する損保会社等に専門家の派遣を依頼し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを実施する。
- ・感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・周南市と年1回程度、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害または産業災害が発生したと仮定し、周南市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

災害発生後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認実施責任者が安否確認を実施し、確認結果の取りまとめを行う。

・安否確認方法

事務所内・・・口頭伝達による。

事務所外・・・電話、メール等により連絡する。

災害用伝言サービスを活用する。

※災害用伝言サービス送信内容

勤務時間内外出先・・・自身の現況、家族の現況、現在地、帰所所要時間、特記事項

(送信内容例：自身・家族被害なし、周南市役所、10分)

勤務時間外・・・自身の現況、家族の現況、現在地、周辺状況、特記事項

(送信内容例：自身・家族被害なし、自宅、自宅周辺に地割れ有など)

・安否確認結果の集約

安否確認実施責任者（専務理事※不在時は相談所長）が情報を集約。

・勤務可能な職員の把握

安否確認実施責任者は、発災後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認結果により勤務可能な人員の把握をおこなう。

・災害対策本部の設置

当会議所は、事象に関わらず、ある事象が発生し、人命に関わるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合は災害対策本部を設置する。地震の場合は、本地区に震度6以上の地震が発生した場合に設置。集中豪雨・台風等の特別警報等が発令された場合は、災害対策本部長は状況を見ながら、その都度判断するものとする。地域総合経済団体として、適切な情報発信・情報提供ができるよう、早急に災害対策本部を設置するとともに、対策本部等の拠点を確保する。

- ・災害対策本部による災害関連業務の設置判断・指示をする。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨災害の場合】

(発災前)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

(発災後)

- ・大まかな被害状況を確認し、周南市と連携して情報共有する。
- ・被害情報の確認方法
職員により現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）
地域の各事業所から当会議所への被害報告

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

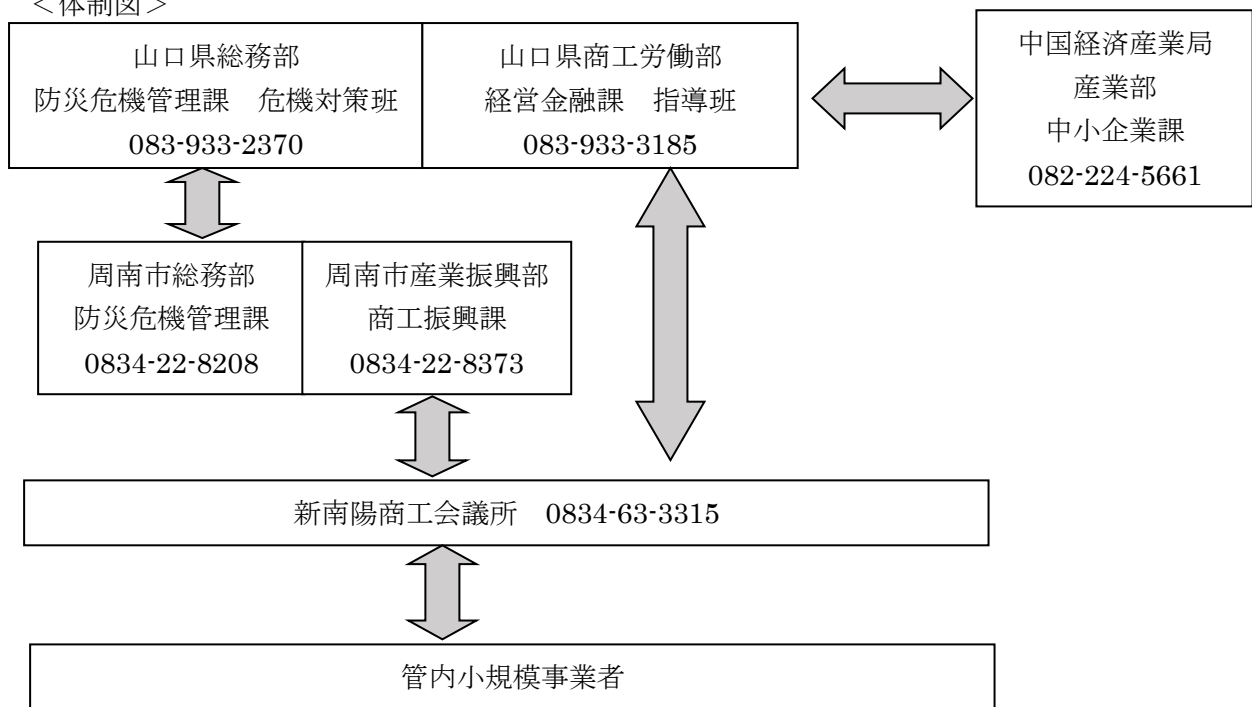
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会議所と当市は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・管内小規模事業者の被害状況を調査する
 当会議所は、管内小規模事業者等の被害状況を情報収集する。
 当会議所と当市で小規模事業者等の被害状況を定期的に情報共有する。
 当会議所は、山口県経営金融課へ被害情報を報告する。
 山口県経営金融課より経済産業局へ被害情報を報告する。

< 体制図 >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当商工会議所は相談窓口の開設について、当市と相談する
(当商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や山口県、周南市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当商工会議所は被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を山口県や山口県商工会議所連合会等に相談する。

※その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

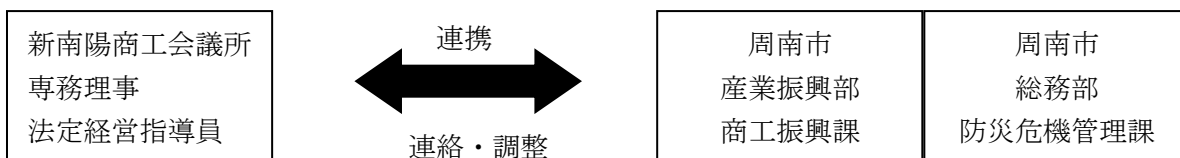
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

笹木 大 (中小企業相談所 所長)

連絡先: 新南陽商工会議所 0834-63-3315

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

新南陽商工会議所 中小企業相談所

〒746-0017 山口県周南市宮の前二丁目6番13号

TEL: 0834-63-3315 FAX: 0834-63-8397

E-mail: info@s-cci.or.jp

②関係市町村

周南市 産業振興部 商工振興課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

TEL: 0834-22-8373 (商工労働担当) FAX: 0834-22-8357

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	35	35	35	35	35
・ セミナー開催費	45	45	45	45	45
・ 広報費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、山口県補助金、周南市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。